

第3次 村山市男女共同参画基本計画

（令和7年度－令和11年度）

**令和7年3月
村山市**

第3次村山市男女共同参画基本計画策定にあたって

このたび、令和7年度を初年度とする「第3次村山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

本市では平成18年12月に「村山市男女共同参画推進計画」を策定し、以来、この計画に基づいて、性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直しに向けた取り組みなどにより、男女共同参画社会を推進してきたところです。

近年、少子高齢化の急速な進行、ライフスタイルや働き方の変化など、人々の価値観や生活環境も多様化している中で一人一人が性別にかかわらず、個人として尊重され、自らの個性と能力を発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現が求められています。

第3次計画では前計画における実施状況について検証を行うとともに取組の成果や残された課題を整理し具体的な施策について検討を行いました。

さらに平成27年9月に施行された女性活躍推進法に基づく働く場における女性の活躍推進や、家庭・育児・地域の男女共同参画の推進、在宅ワーク(リモートワーク)を含めた働き方、ワーク・ライフ・バランスの見直し、性別の無意識な思い込み(アンコンシャス・バイアス)、防災施策への女性参画など、前計画策定後に発生した新たな課題と中長期的な課題の解消に向け、取組を拡充したところです。

誰もが、家庭、地域、職場、学校で、価値観の多様性をお互いに尊重し、あらゆる場面で安心していきいきと豊かに暮らしていくためには、男女共同参画社会の実現が必要です。

今後とも、行政だけの取組だけではなく、市民・事業者・各種団体、自治会や集落等のコミュニティ組織の皆様にも、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました皆さまに対して心から御礼申し上げます。

令和7年3月

村山市長 志布隆夫

男女共同参画のまち宣言

男女がお互いの個性や能力を
尊重し 認め合うこと
そして
誰もが自らの意思であらゆる分野に
参画できる機会を持つこと
これが
信頼し 支え合い 高め合う
輝きとやすらぎの未来をつくれます
市民一人ひとりが
明るく さわやかに
自分らしく生きることができるまちをめざし
ここに村山市は
「男女共同参画のまち」を宣言します

平成 17 年 10 月 村山市

目 次

第1章 計画の策定

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 前計画の評価	2
5. 計画の基本理念	3

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念と基本目標	4
2. 計画の構成	4
3. 計画の体系	5

第3章 計画の内容

◆基本目標1『お互いを尊重し認め合う意識づくり』

◎重点目標1 男女におけるパートナーシップを確立します	6
◎重点目標2 個性を育み認め合う男女共同参画を推進します	7
◎重点目標3 すべての人の人権尊重と保護を推進します	8
◎重点目標4 あらゆる暴力を根絶します	11

◆基本目標2『だれもがあらゆる分野に参画できる機会づくり』

◎重点目標1 雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します ..	14
◎重点目標2 女性の職業生活における活躍を推進します	15
◎重点目標3 ワーク・ライフ・バランスを推進します	16
◎重点目標4 意思決定の過程における男女共同参画を推進します	18

◆基本目標3『信頼し支え合い高め合う未来づくり』

◎重点目標1 会話がはずみ思いやりのある家庭をめざします	20
◎重点目標2 暮らしやすく活力のある地域社会をつくれます	22

数値目標	24
------------	----

各課施策一覧表	25
---------------	----

第4章 計画の推進

33

第1章 計画の策定

1. 計画策定の趣旨

村山市の取組と現状

村山市では平成11年(1999年)に制定された男女共同参画社会基本法に則り、平成18年(2006年)12月に「村山市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を推進してきました。その結果、男女共同参画への理解は少しずつ浸透してきましたが、全体として意識の改革が少しずつ進んではいるものの、性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)、配偶者や子供への家庭内暴力(DV)や各種ハラスメント、政策・方針決定過程への女性の参画、ワーク・ライフ・バランスなど、多くの課題があります。

また、女性の職業生活における活躍、貧困等により困難を抱えた女性等への対応、東日本大震災での経験を踏まえた災害時の女性の人権など社会情勢の変化により生じた新たな課題もみられます。

社会的背景と国や県取組

今日の社会は、少子高齢化・高度情報化・国際化・家族形態の多様化など急速に変化してきています。平成27年(2015年)8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、令和4年(2022年)4月に全面改正するなど、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することとされました。令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けた実効性のあるアクションプランとして一層の推進を図ることとしています。

県においては「山形県男女共同参画計画」(令和3年度(2021年)から令和7年度(2025年))、また「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に基づいたきめ細かい支援を実現するために「山形県DV被害者支援基本計画」も策定されました。

このように女性を取り巻く環境が大きく変化し、男女共同社会の実現に向けて新たな段階に入っています。

村山市の今後の展望

将来にわたり私たちは、豊かで活力ある安心できる社会を構築し、様々な分野で男女が共に対等なパートナーとして参画していくことが必要です。

本市においても男女共同参画社会の形成は重要なテーマであり、さらに積極的に推進を図る必要があります。

これまでの取組の検証を行い、今後も本市の男女共同参画を推進するために、前計画を発展させ、より実効性ある計画に改定することとします。同時に本市における配偶者からの暴力の防止及び女性の職業生活における活躍を推進する指針とし、「第3次村山市男女共同参画基本計画」を策定し、総合的、計画的に施策を展開していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として策定するものです。国の男女共同参画基本計画及び山形県男女共同参画計画(令和2年12月)を参考とし、本市における男女共同参画社会の形成を推進する施策についての基本的な計画です。第6次村山市総合計画前期基本計画(令和7年3月策定)との整合性を図りながら、男女共同参画分野の推進を図る個別計画です。

また本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項に規定する「市町村推進計画」として、また配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)第2条第3項に基づく「市町村基本計画」としても位置づけることとなります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度(2025年)から令和11年度(2029年)までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や国・県の動向に対応するため、期間中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 前計画の評価

前計画では、男女共同参画社会の実現に向けて、3つの基本目標のもと10つの重点目標を定め施策の方向性を導き出して、男女共同参画の推進に取り組んできました。しかしながら庁舎内における前計画の評価調査を実施したところ、主な取組のうち達成できた項目が半分以下の結果となっていました。

今計画では前計画の重点目標を見直し、かつ女性活躍推進法及びDV防止法の要素を含む10つの重点目標を掲げ本市の実態に即した指標を掲げることにより、更なる男女共同参画の推進を図ります。

5. 計画の基本理念

第3次村山市男女共同参画基本計画では次の理念に基づいて進めていきます。

共に認め合い、助け合い、豊かに働き暮らせるまち

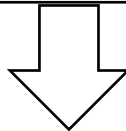
市民一人ひとりが、互いに尊重し合い、年齢や性別、障がいの有無や国籍の違いを越え、自立し、助け合い、認め合いながら家庭・地域・職場等でその個性と能力を発揮して地域社会全体が支え合い、信頼して活動できる基本理念を掲げ、施策を推進します。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念と基本目標

共に認め合い、助け合い、豊かに働き暮らせるまち

市民一人ひとりが、互いに尊重し合い、年齢や性別、障がいの有無や国籍の違いを越え、自立し、助け合い、認め合いながら家庭・地域・職場等でその個性と能力を発揮して、地域社会全体が支え合い、信頼して活動できる基本理念を掲げ施策を推進します。



男女がお互いを尊重し、支え合う男女共同参画の意識や考え方が市民や社会に浸透しているまちを目指すため、必要な推進体制について、目標を定め施策を推進していきます。

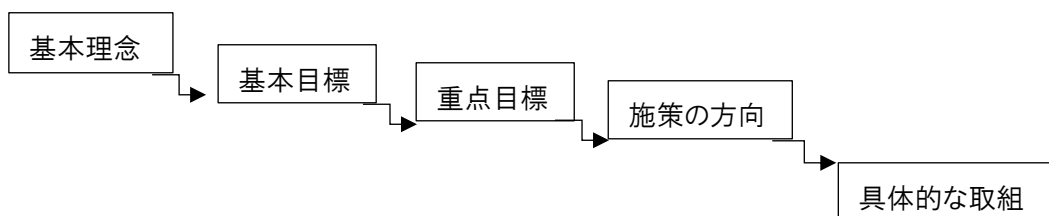
また、計画の一部に「女性活躍推進法」に定める推進計画及び「DV防止法」に定める基本計画を定め、施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ お互いを尊重し認め合う意識づくり【意識】
(一部「DV防止法」の基本計画)

基本目標Ⅱ 個性と能力を発揮して参画できる機会づくり【参画】
(女性活躍推進法の推進計画)

基本目標Ⅲ 支え合い信頼して活動する未来づくり【協働】

2. 計画の構成



2 計画の体系

第3次村山市男女共同参画基本計画体系図

★基本理念	◆基本目標	◎重点目標	◇施策の方向
★共に認め合い、助け合い、豊かに働き暮らせるまち	I お互いを尊重し認め合う意識づくり【意識】	1. 男女間におけるパートナーシップを確立します	1 固定的な役割分担意識と無意識の思い込みの改善 2 男性の家事・育児・介護への参画意識の構築 3 女性の社会参画意識の向上と男性の理解促進
		2. 個性を育み認め合う男女共同参画を推進します	1 すべての教育・学習の場における男女共同参画意識の醸成 2 一人ひとりの個性と能力に応じた多様な選択の推進 3 男女共同参画に関する学習機会の充実
		3. すべての人の人権尊重と保護を推進します	1 性別・年代に応じた心身の健康づくりの促進 2 各種ハラスメントの防止 3 生活上困難を抱える人への支援 4 防災分野における男女共同参画の推進 5 LGBT（性的少数者）への理解の促進と支援
		4. あらゆる暴力等を根絶します 【DV防止法関係】	1 DV防止及び性犯罪根絶に関する意識の啓発 2 ストーカー事案への相談体制の強化 3 児童虐待や子どもを対象とした犯罪防止のための対策
II 個性と能力を発揮して参画できる機会づくり【参画】		1. 雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します 【女性活躍推進法関係】	1 雇用等における男女共同参画の推進 2 農林業・商工業等自営業に従事する女性の就業環境の改善
		2. 女性の職業生活における活躍を促進します 【女性活躍推進法関係】	1 女性の再就業支援 2 女性の多様な働き方に向けた支援 3 女性の登用促進（企業・市）
		3. ワーク・ライフ・バランスを推進します 【女性活躍推進法関係】	1 仕事と生活の調和を図る環境づくり 2 男性の積極的な家事・育児・介護への参加の促進 3 男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりの推進
		4. 意思決定の過程における男女共同参画を促進します 【女性活躍推進法関係】	1 政策・方針決定過程への女性の参画でできる体制づくり 2 企業・各種団体等の方針決定の場への女性の参画の推進 3 様々な分野への女性の参画意識の向上
III 支え合い信頼して活動する未来づくり【協働】		1. 会話がはずみ思いやりのある家庭をつくります	1 家事における相互協力の促進 2 育児に関する総合的な支援体制の充実 3 介護に関する総合的な支援体制の充実 4 ひとり親家庭の生活安定と自立の促進
		2. 暮らしやすく活力のある地域社会を作ります	1 地域活動やボランティア・NPO活動への参画促進 2 地域社会における女性リーダーの育成 3 地域における子育て・介護支援体制の整備 4 高齢化社会をいきいきと暮らせる環境の整備

第3章 計画の内容

◆基本目標1 『お互いを尊重し認め合う意識づくり』

◎《重点目標1》男女間におけるパートナーシップを確立します

◇『施策の方向1 固定的な役割分担意識と無意識の思い込みの改善』

現状と課題

男女共働きが一般的になってきましたが、家事や育児等は依然として女性の役割という意識が残っているのが現状です。家族全員が互いの人権を尊重し、性別による固定的な役割分担意識と無意識の思い込みを解消し、家事や育児等を協力し合う家族づくりが求められています。

主な取組

1. 男女共同参画の視点により性別による固定的な役割分担意識と無意識の思い込みの改善を促進する意識啓発活動の展開
 - ① 性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みを改善する周知
 - ② 毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」の期間に、国、県、関係機関と連携する広報活動の実施
2. 男女共同参画に関する世代間の意識差を解消する啓発活動の展開
 - ① 国、県が主催するセミナー・講演会等の広報活動の実施
 - ② 世代間交流機会の提供と充実
3. 女性の社会参画意識の向上とこれに対する男性の理解促進
 - ① 社会参画を促進する意識啓発活動の展開

◇『施策の方向2 男性の家事・育児・介護への参画意識の構築』

現状と課題

男女共働きの一般化により家庭における夫婦の役割分担について「夫は仕事、妻は家庭」という意識はなくなっているものの、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込みは未だに残っています。男女共同参画社会を形成していくためには、「男だから・女だから」といった固定的な役割分担意識の解消と社会慣行の見直しが必要となりますが、これらについては一朝一夕では改善できないものであることから、長期的視点に立って男女共同参画意識の醸成を図るための啓発などに取り組んでいく必要があります。

主な取組

1. 男性の家事・育児・介護への参画を促進する啓発活動の展開
 - ① 男性を対象とする料理・育児・介護教室等の開催と周知
 - ② 親子でできるイベント等の企画
 - ③ 育児や介護等を体験できるイベント等の企画

◇『施策の方向3 女性の社会参画意識の向上と男性の理解促進』

現状と課題

多様化する地域社会の中で、暮らしやすく活力あふれる地域社会を形成していくためには、女性自身の参画意識を向上させるとともに、女性の能力を十分に生かし、男女が社会の対等な構成員として共に責任を担い、性別に関係なく参画できる環境の整備を進める必要があります。

主な取組

1. 女性の社会参画を促進する意識啓発活動の展開
 - ① 様々な分野に挑戦する女性のきっかけづくりや実際に活躍している女性の紹介

◎《重点目標2》個性を育み認め合う男女共同参画を推進します

◇『施策の方向1 すべての教育・学習の場における男女共同参画意識の醸成』

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けてその意識の醸成を図るためには男女共同参画についての学びや理解が大切です。また、子どもたちの発達段階に応じて、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の重要性など分かりやすく教えていけるよう、学校だけでなく地域とも連携し、子どもたちへの男女共同参画の学習機会の充実を図る必要があります。

主な取組

1. 男女共同参画を育む学校教育の充実
 - ① 学校教育における男女共同参画に関する教育カリキュラムの継続と社会動向への適切な対応
 - ② 社会教育における地域と連携した人権の尊重と男女平等を基礎とする指導の充実

◇『施策の方向2 一人ひとりの個性と能力に応じた多様な選択の推進』

現状と課題

教育の場において人権意識・男女平等意識が育まれていますが、看護師・保育士・消防士・警察官・自衛官・建設業・農林業への就職希望や進学希望などにおいて男女比にまだまだ偏りが見受けられます。

主な取組

1. 多様な進路を選択できる教育の推進
 - ① 男女を問わない幅広い就業体験(消防士・看護師・建設業等)の機会創出
2. 生涯を通して働くことの意義を学ぶ機会の提供

◇『施策の方向3 男女共同参画に関する学習機会の充実』

現状と課題

男女共同参画意識の浸透を図るには家庭・学校・地域における教育が重要な役割を担っています。特に子どもが最初にふれる社会である家庭の環境は、意識形成に大きな影響を与えます。家庭における健全で適切な子育て環境を促進し、共に子育てを楽しみ、家庭でも性別で役割分担を決めるなどの意識の見直し等のため、啓発や講座等の開催に努めます。

主な取組

1. 男女共同参画意識を育む家庭教育の充実
 - ① 男女共同参画をテーマとする講演会・講座等の開催と周知
 - ② 家族や事業者向けの広報啓発の充実

◎《重点目標3》すべての人の人権尊重と保護を推進します

◇『施策の方向1 性別・年代に応じた心身の健康づくりの促進』

現状と課題

男女がお互いのそれぞれの身体的特徴を十分に理解し、思いやりをもって生活することが重要です。男女共働きにより、喫煙や飲酒などによる生活習慣病や長時間労働等によるストレス性疾患等の問題が広くにみられることから、生活習慣病の予防や仕事と生活の調和に対する支援策をはじめとする健康維持対策も必要です。男女共同参画社会の実現に向けて、男女それぞれの身体的性差に配慮し、生涯を通じた健康支援を目指します。また本市における高齢化の進展を踏まえ、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により男女ともに健康寿命(※)の延伸を実現することも必要です。

主な取組

1. 生涯を通じた健康づくりに対する各種相談・支援・情報の提供
 - ① 健(検)診受診率の向上
 - ② 女性を対象にした検診の充実
 - ③ こころの健康づくりや生活習慣病予防など心身の健康づくりの推進
 - ④ 飲酒や喫煙が健康に及ぼす影響についての認識の普及
 - ⑤ 健康維持のためバランスの取れた食生活を実践するための取組
 - ⑥ 認知機能低下及びフレイル(※)等の予防の推進
 - ⑦ 生涯スポーツの推進

2. 妊娠・出産・育児に対する各種相談・支援・情報提供の充実
 - ① 安心して妊娠・出産・育児をすることができるきめ細かい健康指導の実施
 - ② パパママ学級等により男女ともに安心して妊娠・出産・育児に取り組める機会の創出
 - ③ 妊娠を望む方に対する支援の推進(特定不妊治療の相談や助成)
3. 性と生殖の健康・権利に関する理解の促進
 - ① 児童・生徒の発達段階に応じた正しい性に関する知識や互いの性を理解するための教育の充実
 - ② HIV／エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及啓発

※健康寿命：日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと。

※フレイル：健常から要介護へ移行する中間段階。加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。

◇『施策の方向2 各種ハラスメントの防止』

現状と課題

セクシュアル・ハラスメント(※)マタニティ・ハラスメント(※)パワー・ハラスメント(※)モラル・ハラスメント(※)ジェンダー・ハラスメント(※)など各種ハラスメントに関する相談は、事例の多様化から労働者、事業主双方から寄せられており、また労働局への相談件数も増加傾向にあります。各種ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止に向けた一層の促進が必要です。

主な取組

1. 事業所等に対する各種ハラスメント防止のための広報・啓発
2. 各種ハラスメントに関する各種相談・支援・情報提供の充実
 - ① 悩み事や困り事に対する相談窓口の周知

※セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的言動によって、仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、性的な言動によって就業環境を著しく悪化させること。

※マタニティ・ハラスメント：妊娠、出産、育児休業等を理由に不利益な取扱を行う事。

※パワー・ハラスメント：同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為。

※モラル・ハラスメント：言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人の人格を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせること。パワハラと同様に、うつ病などのメンタルヘルスの不調の原因となることもある。

※ジェンダー・ハラスメント：女らしくや男らしくなど、社会通念上の性区別をもとに、あるべき行動や言動をとるよう圧力をかける行為。

◇『施策の方向3 生活上困難を抱える人への支援』

現状と課題

失業、多重債務等による生活困窮者への相談・支援体制の整備充実に努めるとともに、認知症や一人暮らし等高齢者の生活支援及び孤立防止、また、地域の中で自立した生活が送れるよう障がい福祉サービスなどの提供体制の充実に努めます。また、在宅生活が困難な要介護高齢者向けの介護施設の拡充に努めます。民生委員児童委員活動をはじめ、地域の見守りや助け合い等の相互活動を支援します。

主な取組

1. 貧困、高齢、障がいにより生活上の困難に直面する人への支援
 - ① 生活困窮者自立支援制度の充実
 - ② 介護に関する相談体制の充実、高齢者や障がい者を地域の多くの関係者で見守る地域福祉ネットワークの充実
 - ③ 障がい者就労の充実
2. ひとり親家庭への支援
 - ① ひとり親家庭に対する就労支援、相談体制の強化

◇『施策の方向4 防災分野における男女共同参画の推進』

現状と課題

平成23年(2011年)の東日本大震災においてあきらかになったように、災害時には、性別による固定的な役割分担がさらに強化され、育児や介護が女性に集中することや、防災(復興)対策に女性の視点が入らず配慮が足りないなどの問題が起こっており、防災や復興に関する意思決定の段階から女性の参画が必要であることがわかりました。災害時や復興段階における女性をめぐる諸問題に対応するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災(復興)対策が求められています。

主な取組

1. 防災施策への男女共同参画の視点の導入
 - ① 防災会議への女性委員登用の推進
 - ② 男女共同参画の視点に立った災害対策の意識啓発
2. 防災現場に一人ひとりが参画できる体制づくり
 - ① 災害時の地域避難所対応における女性の配置
 - ② 性別の違いに配慮した避難所運営マニュアルの作成

◇『施策の方向5 LGBT(性的少数者)への理解の促進と支援

現状と課題

LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)などの性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々について、社会的認識が進みつつあります。しかしながら性自認や性的指向など、性に関する固定観念や偏見はいまだ根強いものがあります。そういった理由で困難な状況に置かれている人々是人権を侵害されやすいため、人権尊重の観点から配慮が必要です。性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々への理解を深めるための教育、啓発を進め、性自認や性的指向に関わらず人格と個性が尊重されることが必要です。

主な取組

1. LGBT など多様な性のあり方についての理解の促進と性的少数者への支援

- ① 性自認や性的指向など性に関する固定観念や困難な状況に置かれている人々への相談機関や情報の提供
- ② LGBT に関する理解の促進
- ③ 各種申請書等において性別記載の必要がないと判断されるものについての性別欄の廃止
- ④ 県パートナーシップ制度を活用した行政手続きの構築

◎《重点目標4》あらゆる暴力等を根絶します

◇『施策の方向1 DV 防止及び性犯罪根絶に関する意識の啓発』

現状と課題

配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス(DV(※))は犯罪となる行為を含む重大人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題となっています。また若年層ではデートDV(※)が広がっているなど内容が多様化・複雑化しています。被害者は女性だけではなく男性の場合もあり、高齢者、障がい者等のケースもあります。さらに近年では、JKビジネス(※)やアダルトビデオ出演強制など若年層を対象とした性暴力も問題視されています。被害にあった人たちが、より深刻な事態に陥ることがないよう、相談窓口を積極的に活用してもらうための環境づくりや警察との連携による支援体制の整備に取り組み、安全に生活できる環境づくりを進める必要があります。

主な取組

1. あらゆる暴力を防止する啓発活動の展開

- ① 関係機関、女性団体等と連携し男女問わずあらゆる世代の人に対するDV防止啓発
- ② 虐待防止の普及啓発
- ③ 若年層に向けた啓発
- ④ 生命や人権を尊重する教育の充実

2. 各種相談・支援・情報提供の充実

- ① DVや性犯罪に関する相談窓口の周知
- ② 相談者にスムーズに対応できる市役所内の連携
- ③ 被害者の安全を確保しつつ関係機関との連携と支援体制の整備

※DV：一般的には、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から加えられる暴力。（配偶者からの暴力には、身体的暴力のみならず精神的性的暴力も含まれる。）

※デートDV：交際相手に対する体、言葉、態度による暴力のこと。

※JKビジネス：女子高校生に男性向けのサービスを行わせること。

◇『施策の方向2 ストーカー事案への相談体制の強化』

現状と課題

DVや性暴力、売買春と並びストーカー行為は重大な犯罪行為です。特にストーカーは平成29年にストーカー防止法が改正され規制が厳しくなりましたが、重大な事件が起きるなど事態は複雑化しています。ストーカーや性暴力等を容認しない社会の構築が急務となります。安全・安心なまちづくりの実現に向けて関係する団体との連携と協働を図ります。

主な取組

1. ストーカー行為を防止する啓発活動の展開
2. 各種相談・支援・情報提供の充実
 - ① 相談窓口の周知
 - ② 相談者にスムーズに対応できる市役所内の連携
 - ③ 被害者の安全を確保しつつ関係機関との連携と支援体制の整備

◇『施策の方向3 児童虐待や子どもを対象とした犯罪防止のための対策』

現状と課題

全国的に児童虐待は年々増加傾向にあり、中には子どもの死という深刻な事態にまで陥る事例もあります。児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまで、切れ目のない総合的な支援が必要です。DVが生じる家庭では子どもにも暴力が及ぶ場合もあり、子どもがDVを目の当たりにすれば、心理的な虐待になると定義されています。このようにDVと児童虐待は密接に関連しているため、被害者への支援を行うにあたっては、被害者と子ども双方の可能性に配慮して対応する必要があります。

主な取組

1. 児童虐待や子どもを対象とした犯罪を防止する啓発活動の展開
 - ① 児童虐待防止に関する啓発活動
 - ② 乳幼児健診未受診者の把握などを通じた早期発見
2. 各種相談・支援・情報提供の充実
 - ① 児童虐待に関する相談窓口の周知
 - ② 相談者にスムーズに対応できる市役所内の連携
 - ③ 被害者の安全を確保しつつ関係機関との連携と支援体制の整備

第3章 計画の内容

◆基本目標2 『個性と能力を発揮して参画できる機会づくり』

◎《重点目標1》雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します

◇『施策の方向1 雇用等における男女共同参画の推進』

現状と課題

「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」が改正される等、法律や制度の整備も着実に進みつつありますが、職場における性別役割分担や職場慣行を見直し、就労における男女平等を推進させるための積極的な取組が必要です。職場に働く誰もが性別により差別されることなく、その能力を十分発揮できる労働環境づくりのため、制度の定着を図る必要があります。

主な取組

1. 男女の均等な機会と待遇の確保
 - ① 労働基準法、男女雇用機会均等法など平等な待遇確保に係る法令の遵守についての事業者及び就業者への啓発活動
 - ② 事業者による積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(※)の啓発
 - ③ 職場の習慣・慣行の見直しと意識改革を図るための啓発
2. 女性の多様な雇用形態で働く労働者の就業環境の整備
 - ① パートタイム労働法、労働者派遣法等関係法令の周知
3. 労働者の健康保護の推進
 - ① 労働者の健康管理体制充実の啓発

※積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション):性別による固定的な役割分担意識や、過去の職種に女性がいなかったり、管理職の大半を男性が占めている等、労働者の間に格差が生じている場合において、個々の企業が積極的かつ自主的に格差の解消に向けて行う取組。

◇『施策の方向2 農林業・商工業等自営業に従事する女性の就業環境の改善』

現状と課題

農林業や商工業の自営業に従事する女性は、生産や経営の重要な担い手になっており、その貢献に対する正当な評価が必要です。また、一般的に労働の場と生活の場が密着していることが多いため、労働時間や報酬などが明確になっていないことや、経営方針などの決定は男性が中心になっているなどの現状にあります。自営業に従事する女性の就業環境の改善を促進します。

主な取組

1. 方針決定過程、経営への女性の参画促進
 - ① 男女の対等なパートナーシップの確立に向けた意識啓発
 - ② 農業従事者への家族経営協定(※)の普及・啓発
 - ③ 関係機関・団体における生産技術や経営能力向上のための研修会開催の周知
 - ④ 役員及び管理職への女性の積極的登用の啓発
2. 起業支援
 - ① 起業をめざす女性に対する情報提供、経営指導、融資相談等の支援

※家族経営協定：農業経営を発展させていくため、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、働きがいや将来の展望をもって農業に取り組むための話し合いを行い、農業経営や生活面について取り決めを行うこと。

◎《重点目標2》女性の職業生活における活躍を推進します

◇『施策の方向1 女性の再就業支援』

現状と課題

経済情勢・雇用情勢が厳しい中であって結婚や出産を契機に仕事を辞めた女性がパートタイム等で再就職する場合があります。様々な就業形態で働く人々の労働条件を向上させ、安心して働くことができる労働環境の整備を促進します。

主な取組

1. 再就職した女性への支援と労働条件の向上
 - ① パートタイム労働法、労働者派遣法、家内労働法、最低賃金法等の法的権利に関する啓発
 - ② 結婚・育児・介護等で仕事を一時中断後、再就職を希望する人への支援

◇『施策の方向2 女性の多様な働き方の実現に向けた支援』

現状と課題

創業や在宅ワーク(リモートワーク)など多様な働き方を求める意欲ある人がいつでも働くことができるよう、様々なライフスタイルにあった就業機会の拡大を図るとともに女性が様々な分野に参画し、能力を発揮するために新しい知識や技術を身に付けられるよう職業能力の向上や支援に努めます。

主な取組

1. 様々なライフスタイルに合った働き方の実現に向けた支援

- ① 県などの関係機関と連携し起業・創業をめざす女性に対する情報提供、相談等の支援
- ② 女性のキャリア形成、スキルアップのための講座等への支援
- ③ 仕事に必要な資格や技術などの情報提供と相談体制の充実

◇『施策の方向3 女性の登用促進(企業・市)』

現状と課題

女性職員の能力が十分発揮されるよう、将来の管理職登用も展望しながら活躍の場を広げるなど、女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿った体制整備を行います。女性が活躍できる環境整備が進むよう女性の活躍推進に向けた取組を促進します。

主な取組

1. 女性の登用促進(企業・市など)

- ① 男女雇用機会均等法をはじめとする法律、制度の周知とポジティブアクション理解のための啓発
- ② 女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿った女性職員の活躍推進に向けた体制の整備
- ③ 各種研修等による女性職員の人材育成と登用の推進

◎《重点目標3》ワーク・ライフ・バランスを推進します

◇『施策の方向1 仕事と生活の調和を図る環境づくり』

現状と課題

男女が家族としての責任を果たしながら、職場中心の意識・ライフスタイルから、仕事と家庭・地域生活の両立を可能にするバランスの取れたライフスタイルへの転換を図るための支援が求められています。働き方を見直し、仕事と生活の調和を図ることができる環境づくりを推進しています。企業や各種団体への啓発を行うとともに、事業主として本市も率先してワーク・ライフ・バランスに取り組みます。

主な取組

1. ワーク・ライフ・バランスの取り組みの啓発
 - ① 事業主に対する子育て支援に関する制度の紹介やワーク・ライフ・バランスの啓発の普及促進
 - ② 長時間労働の削減等の働き方の見直しに向けた啓発
 - ③ 育児休業制度・介護休暇制度の周知徹底と普及
 - ④ イクボス(※)制度の広報周知
 - ⑤ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度、認定マーク(くるみん)(※)、やまがたスマイル企業認定の広報周知
2. 市が率先して行う職員のワーク・ライフ・バランスへの取組
 - ① 男女ともに育児休暇を取得できるような雰囲気づくり
 - ② 在宅ワーク(リモートワーク)など

※イクボス：職場で働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。

※くるみん：少子化対策を図り子育て支援など一定の基準を満たした企業や法人などが厚生労働省によって認定されそのマークを広告や商品(役務も含む)などに付け加えることができるもの。

◇『施策の方向2 男性の積極的な家事・育児・介護への参加の促進』

現状と課題

「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されてきていますが、男性の育児休暇や介護休暇の取得率は改善されておらず、それに伴い家事や育児、介護などは女性の負担が大きい状態にあります。家族を構成する男女が、共に家庭生活の責任と役割を担うために、男女の固定的な役割分担意識と無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の意識改革と同時に休暇取得の意識向上をはかり、家庭における男女共同参画を推進します。

主な取組

1. 家庭内での役割をともに担う意識の啓発
 - ① 家庭における性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消のための啓発
 - ② 家事・育児・介護等をテーマとした男性向けの講座開催など生活技術習得の支援
 - ③ 男性の家事、育児、介護への参加の啓発と促進

◇『施策の方向3 男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりの推進』

現状と課題

少しずつ男女が協力した子育てや介護等への理解が深まってきているものの、働く男女が多く負担と不安を抱えている現状があります。また、子育てや介護を理由に仕事を続けたくても辞めざるを得ない場合もあります。男女共働きが一般化しているなかでも、仕事を持ちながら子育てや介護しやすい環境づくりを推進します。

主な取組

1. 子育てや介護しやすい環境の整備
 - ① 安心して子育てができるよう必要な保育の受入れ枠の確保
 - ② 多様なニーズに対応した病児・病後児保育、一時預かり保育、延長保育等の事業の充実や放課後児童クラブ(学童保育)の保育環境の整備
 - ③ 介護サービスの充実や相談体制の強化

◎《重点目標4》意思決定の過程における男女共同参画を促進します

◇『施策の方向1 政策・方針決定過程へ女性が参画できる体制づくり』

現状と課題

市政に市民の意見や要望を反映させることを目的とする審議会、委員会でも女性の参画が求められていますが、審議会等の女性委員の割合は19.4%(令和6年度(2024年))とまだまだ男性に比べて少ない状況にあります。女性も市民の生活にかかわる市の政策・方針決定に参画し、意見を反映させ、同時に責任も担っていかねばなりません。女性が参画していく力をつけるための支援を行い、女性の登用を推進するための体制を整えていきます。

主な取組

1. 各種審議会等への女性委員登用の促進
 - ① 女性委員ゼロ審議会等の解消
 - ② あて職の見直し、公募制の活用
 - ③ 各種審議会等への女性委員登用を推進するための女性人材情報の収集と活用
2. 議会に関する情報提供の充実による市政に対する関心や意欲の醸成
3. 各種研修等による女性の人材育成と登用の推進

◇『施策の方向2 企業・各種団体等の方針決定の場への女性の参画の推進』

現状と課題

事業所や各種任意団体等の運営は自主的に行われ、本来、行政が強く指導する立場にはありません。しかし、事業所で働く女性や各種団体等の活動に携わる女性が事業所や各種団体等の方針決定に参画することは、行政などの公的分野と同様に活力ある社会を実現するために重要です。

主な取組

1. 事業所や各種団体の男女共同参画意識の高揚
 - ① 女性の登用を積極的に推進している事業所などの取組の広報
2. 女性リーダーの育成
 - ① 女性が自らを高め方針決定過程へ参画する意欲の醸成
 - ② 様々な分野で活躍する女性同士の交流会への参加
 - ③ 商工会女性部に対する支援

◇『施策の方向3 様々な分野への女性の参画意識の向上』

現状と課題

これまで政策や方針決定の場に参画する機会が少なかった女性の参画を推進していくためには、女性の能力を引き出し、高めていくための学習機会の充実を図ることや、女性の人材に関する情報を整備していく必要があります。また女性自身が意欲を持ち能力を高めていくために、女性のエンパワメント(※)につながる施策を推進します。

主な取組

1. 様々な分野における女性リーダーの育成
 - ① 県などの関係機関との連携により様々な分野で活躍する女性リーダーを育成するための情報提供
 - ② 女性が様々な分野に参画するための意欲の向上や意識の高揚を図るための広報や啓発
2. 各種団体・グループ等の育成・活動の充実
 - ① 女性団体の充実と各種団体・グループ等の活動に対する支援
3. 活躍している女性の事例の情報提供

※エンパワメント:個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し、湧き出させること。

第3章 計画の内容

◆基本目標3 『信頼し支え合い高め合う未来づくり』

◎《重点目標1》会話がはずみ思いやりのある家庭をめざします

◇『施策の方向1 家事における相互協力の促進』

現状と課題

男女が等しく家事、育児、介護などの家庭生活に参加するよう、固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努めます。また、消費生活の安定・向上や生活に密着した講座、料理教室、親子参加型社会教育講座、介護教室などの講座の開催にあたっては参加しやすい時間帯や場所などに配慮し、家事、育児、介護などの大切さを伝え、男女が共に生活者として自立できるよう支援します。

主な取組

1. 男性の生活能力を高める意識啓発・生活技術などの学習活動
 - ① 市報、市ホームページ等を活用した消費者教育・啓発の推進
 - ② 職場の習慣・慣行の見直しと意識改革を図るための啓発
2. 家事・育児・介護等の相互協力の促進
 - ① イクメン(※)の普及など男性や周囲の意識啓発
 - ② 介護に関する講座の開設

※イクメン：子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。または将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。

◇『施策の方向2 育児に関する総合的な支援体制の充実』

現状と課題

男女が共に安心して子育てできるよう、3 才未満児・延長・病児・病後児・障がい児保育など就労形態や子どもの状況に応じたきめ細かな保育サービスを提供します。また、放課後に保護者がいない児童を対象とした放課後児童クラブの充実など、育児の相互援助活動を支援するファミリーサポート事業などの子育てしながら働き続けられる環境の整備を進めます。さらに、近年増加するいじめ、不登校、子どもの発達障害に関することなど、保護者からの多様な相談に対する相談窓口の設置等の支援体制の充実化により、子育ての不安解消と子育て環境の充実を図ります。また事業所における育児休業の制度の定着と利用促進を図ります。合わせて、労働時間の短縮等に向けた広報の推進やフレックスタイム制の普及を通じてゆとりある働き方の創出を促します。

主な取組

1. 村山市こども計画の推進
2. 育児休業の取得促進
 - ① 育児休業制度の普及・啓発、企業の両立支援の充実
 - ② 労働時間短縮の意識啓発
3. 多様なニーズに対する保育・育児サービスの充実
 - ① 病中・病後児に対するサービスの提供
 - ② 延長保育・一時預かり保育などの保育施設におけるサービスの充実
 - ③ 放課後児童クラブの環境充実
 - ④ 障がい児家庭への支援
4. 保育・育児に関する各種相談・情報提供の充実
 - ① 市内子育て支援センターと子育て相談窓口の充実化
 - ② 市公式 LINE での子育て情報の充実

◇『施策の方向3 介護に対する総合的な支援体制の充実』

現状と課題

少子・高齢化と核家族化が進むなか、育児・介護などの問題は大変重要となっています。男女がともに協力して介護にあたる意識を深めるとともに地域で介護を支え合うことが必要です。また高齢者が住み慣れた地域で自立した暮らしを送るため、介護予防に取り組むことや適切なサービスを安心して受けることができるよう社会全体で支える介護の推進が必要です。今後も地域包括支援センターと連携し、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援を行います。加えて在宅サービスのバランスを考慮した介護関連施設の整備と介護サービスの質的向上を図ります。また、事業所における介護休業の制度の定着と利用促進を図ります。労働時間の短縮等に向けた広報の推進やフレックスタイム制の普及を通じてゆとりある働き方の創出を促します。

主な取組

1. 介護休業の取得促進
 - ① 介護休業制度の普及・啓発、企業の両立支援の充実
 - ② 労働時間短縮の意識啓発
2. 多様なニーズに対応する介護サービスの充実
 - ① 地域包括支援センターと連携した介護サービスの充実
3. 性別・年齢に関わらない介護能力を高める機会の提供
 - ① 家族介護教室の実施
4. 介護に関する各種相談・情報提供の充実
 - ① 介護者間における交流・情報機会（ネットワーク等）の充実

◇『施策の方向4 ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進』

現状と課題

ひとり親家庭(※)は、仕事、子育て、家事等を一人で担わなければならない、その精神的、身体的負担は父母のいる家庭に比べて大きい、子育てや生活上の困難等の悩みに対する相談体制を充実させる必要があります。また、ひとり親家庭は、家庭の負担から非正規雇用で就業している人も多いこともあって、貧困状態に陥りやすい、経済的負担の軽減のほか、安定した収入を確保し自立できるよう支援するなど、貧困を防止する取組が必要です。次世代への貧困の連鎖を断ち切るため家庭の経済状況によって子どもの進学機会や学習意欲の差が生じることがないように、子育てや教育に係る経済的負担の軽減や子どもへの学習支援を今後も推進していく必要があります。

主な取組

1. ひとり親家庭の生活の安定と自立支援
 - ① 関係機関と連携した子育て・生活・就業に関する総合的支援
 - ② 相談・情報提供の充実(相談員の設置)
2. ひとり親家庭の子どもへの支援
 - ① 学習支援事業の周知と充実

※ひとり親家庭：父か母どちらか一人が、満20歳未満の子どもを扶養している家庭

◎《重点目標2》暮らしやすく活力のある地域社会をつくります

◇『施策の方向1 地域活動やボランティア・NPO活動への参画促進』

現状と課題

自治会やPTA等の地域活動の分野では依然として男性が役職についていることが多いなど性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)、社会慣行が改善されていないのが現状です。一方、人口構造の変化・価値観やニーズの多様化を背景に地域の課題は複雑化しており、これらの課題の解決のためには多様な人材を登用し、新たな視点や発想を取り入れることが重要であることから、一人ひとりが希望に応じて様々な場面で活躍できるよう行政が後押ししていく必要があります。

主な取組

1. 自治会・PTA等の地域活動の分野への女性の参画推進
 - ① 自治会やPTA等の地域活動への女性の参画と事例等の紹介
2. ボランティア活動等の分野への男性の参画推進
 - ① 現役で活躍できる高齢者や男性へ参加増に向けた取組
3. 子育て中や働いている男女が地域活動へ参画が可能になるための支援

◇『施策の方向2 地域社会における女性リーダーの育成』

現状と課題

最近、様々な分野において女性が活躍する姿が見られるほか市の審議会などにも女性委員の登用が増えていますが、多くの分野で女性リーダー登用は十分に進んでいるとはいえない現状です。特に、自治会やPTA等の代表など責任あるリーダー的な立場への就任については引き受けたくないケースが殆どです。多様な考え方を生かし、新たな発想を取り入れる観点から、地域活動における方針の立案及び決定への女性の参画を促進するため、女性の学習を支援するとともに地域活動に取り組む団体に対して女性の登用を働きかけます。

主な取組

1. 女性のニーズに応じた支援の提供
 - ① 人材の発掘と育成
 - ② 山形県男女共同参画センター・チェリアにおける学習や研修の周知
 - ③ 女性認定農業士の育成
 - ④ 女性登用に関する取組の好事例の発信

◇『施策の方向3 地域における子育て・介護支援体制の整備』

現状と課題

少子・高齢化が進み、人口は減少の一途をたどっています。育児や介護は、家庭内の問題にとどまらず、地域社会全体において協力し取り組んでいく必要があります。関係機関と連携して、地域による子育てや介護支援の充実化を図ります。

主な取組

1. 子育て・介護に関する団体(NPO等)活動への支援
 - ① 子育て支援センターポポーのひろば、ぐんぐん、どんぐり広場への活動支援
 - ② 介護予防の地域活動に対する支援
2. 託児・福祉ボランティアの育成・活動に対する支援
 - ① ファミリーサポートセンター事業の充実
 - ② 高齢者の生活を支援する福祉ボランティアの充実

◇『施策の方向4 高齢化社会をいきいきと暮らせる環境の整備』

現状と課題

高齢者が地域とつながりを持ちながら、住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、一人ひとりの生活実態、意識、身体機能等の違いに配慮したきめ細かな自立支援の展開が必要です。高齢者が地域と関わるができるように高齢者の生きがいや仲間づくりの支援、各種団体等への参加の支援等について、関連団体と連携を進めていきます。

主な取組

1. 高齢者の社会活動への参画と学習活動の整備
 - ① 地域サロン等への生涯学習活動支援
 - ② 高齢者がもっている能力を発揮できる活動機会の提供

<数値目標>

基本目標Ⅰ『お互いを尊重し認め合う意識づくり』

内容	現状値(R6)	目標値(R11)	担当課
男女共同参画に関する広報	年 1 回	年 3 回	政策推進課
男女共同参画をテーマとする講演会やワークショップ等の開催	年 0 回	年 1 回	政策推進課
パパママ学級のプレパパ参加率	16 人/17 人 94.1%	95%	保健課
子宮頸がん受診率	23%	30%	保健課
乳がん受診率	32%	45%	保健課
介護教室の開催	5 教室 年 62 回	5 教室 年 100 回	福祉課
パープルリボン着用取組(DV防止週間)	担当のみ着用	男女共同参画担当課及び窓口職員が着用	政策推進課

※1 「第 2 次健康むらやま 21 計画」中間評価よりR5の目標値であるが次期計画策定時に見直すもの

基本目標Ⅱ『個性と能力を発揮して参画できる機会づくり』

内容	現状値(R6)	目標値(R11)	担当課
労働基準法、男女雇用機会均等法関係のチラシ(国や県作成)の配布	随時	随時	総務課
審議会等への女性登用率	26%	30%	政策推進課
市女性職員(一般職)の育児休暇取得率	100%	100%を維持	総務課
市男性職員(一般職)の育児休暇取得率	33.3%	85%	総務課
市職員(一般職)の介護休暇取得率	0%	10%	総務課
市職員の年休取得	平均 13.1 日	平均 15 日	総務課
イクボス企業制度への加盟	5 社	6 社	商工観光課

基本目標Ⅲ『支え合い信頼して活動する未来づくり』

内容	現状値(R6)	目標値(R11)	担当課
市公式 LINE 子育て情報登録者数	2,746 人	3,000 人	子育て支援課
山形県男女共同参画センター・チェリアでの研修の周知	随時	随時	政策推進課
チェリア塾※2 の修了生	0 人	10 人	政策推進課
女性認定農業者数	5 名	10 名	農林課
山形県男女共同参画社会づくり功労者知事表彰候補となる人材や団体の推薦	H13、H22 以降表彰者無し	1 名又は 1 団体	政策推進課

※2 チェリア塾：男女共同参画の基礎知識と地域における団体やグループのリーダーとして活躍する力を身に付けるためのコミュニケーション等を学ぶ女性リーダー育成講座

施策一覧表

基本目標Ⅰ お互いを尊重し認め合う意識づくり
重点目標1 男女間におけるパートナーシップを確立します

施策の方向→主な取組		担当課
施策の方向1	固定的な役割分担と社会制度・慣行の改善	
主な取組	1. 男女共同参画の視点により社会制度・慣行の改善を促進する意識啓発活動の展開	
	① 性別や国籍による固定的な性別役割分担意識にとらわれない広報物の作成や周知	政策推進課 総務課
	② 毎年6月23日～29日までの「男女共同参画週間」の期間に、国、県、関係機関と連携する広報活動の実施	政策推進課
	2. 男女共同参画に関する世代間の意識差を解消する啓もう活動の展開	
	① セミナー・講演会等の開催、啓発パンフレットの作成・配布、話し合いの場の提供	生涯学習課
	② 世代間交流機会の提供・充実	
	3. 女性の社会参画意識の向上とこれに対する男性の理解促進	
	① 社会参画を促進する意識啓発活動の展開	政策推進課
施策の方向2	男性の家事・育児・介護への参画意識の構築	
主な取組	1. 男性の家事・育児・介護への参画を促進する啓発活動の展開	
	① 男性を対象とする料理・育児・介護教室等の開催	保健課 福祉課 子育て支援課
	② 親子でできるイベント等の企画	
	③ 育児や介護等を体験できるイベント等の企画	
施策の方向3	女性の社会参画の向上とこれに対する男性の理解促進	
主な取組	1. 女性の社会参画を促進する意識啓発活動の展開	
	① 様々な分野に挑戦する女性のきっかけづくりや実際に活躍している女性の紹介	政策推進課

重点目標2 個性を育み認め合う男女共同参画を推進します

施策の方向→主な取組		担当課
施策の方向1	すべての教育・学習の場における男女共同参画意識の醸成	
主な取組	1. 男女共同参画を育む学校教育の充実	
	① 学校教育における人権の尊重と男女の平等を基礎とした指導の充実	学校教育課
	② 男女共同参画に関する教育カリキュラムの継続、新しい施策の動向への適切な対応	
施策の方向2	一人ひとりの個性と能力に応じた多様な選択の推進	
主な取組	1. 多様な進路を選択できる教育の推進	学校教育課
	① 男女を問わない幅広い就業体験(消防士・看護師・保育士・自衛官等)の実施	
	2. 生涯を通して働くことの意義を学ぶ機会の提供	
施策の方向3	男女共同参画に関する学習機会の充実	
主な取組	1. 男女共同参画意識を育む家庭教育及び社会教育の充実	
	① 男女共同参画をテーマとする講演会・講座等の開催	生涯学習課
	② 市民や事業者向けの広報啓発の充実	

重点目標3 すべての人の人権尊重と保護を推進します

施策の方向→主な取組		担当課
施策の方向1	性別・年代に応じた心身の健康づくりの促進	
主な取組	1. 生涯を通じた健康づくりに対する各種相談・支援・情報の提供	
	① 健(検)診受診率の向上	保健課
	② 女性を対象にした検診の充実	
	③ こころの健康づくりや生活習慣病予防など心身の健康づくりの推進	保健課 福祉課
	④ 飲酒や喫煙が健康に及ぼす影響について	
	⑤ 健康維持のためバランスの取れた食生活を実践するための取組み	
	⑥ 認知機能低下及びフレイル等の予防の推進	
	⑦ 生涯スポーツの推進	生涯学習課
	2. 妊娠・出産・育児に対する各種相談・支援・情報提供の充実	
	① 安心して妊娠・出産・育児をすることができるきめ細かい健康指導の実施	保健課
	3. 性と生殖の健康・権利に関する理解の促進	
	① 児童・生徒の発達段階に応じた正しい性に関する知識や互いの性を理解するための教育の充実	学校教育課 保健課
	② HIV／エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及啓発	
施策の方向2	各種ハラスメントの防止	
主な取組	1. 事業所等に対する各種ハラスメント防止のための広報・啓発	
	2. 各種ハラスメントに関する各種相談・支援・情報提供の充実	
	① 事業所等に対する各種ハラスメント防止のための広報・啓発	商工観光課
	② 悩み事や困り事に対する相談窓口の周知	政策推進課 総務課 保健課 福祉課
施策の方向3	生活上困難を抱える人への支援	
主な取組	1. 貧困、高齢、障がいにより生活上の困難に直面する人への支援	
	① 生活困窮者自立支援制度の充実	福祉課
	② 介護に関する相談体制の充実、高齢者や障がい者を地域の多くの関係者で見守る地域福祉ネットワークの形成	
	③ 障がい者就労の充実	
	2. ひとり親家庭への支援	
	① ひとり親家庭に対する就労支援、相談体制の強化	子育て支援課
施策の方向4	防災分野における男女共同参画の推進	
主な取組	1. 防災施策への男女共同参画の視点の導入	
	① 防災会議への女性委員登用の推進	防災対策課
	② 男女共同参画の視点に立った災害対策の意識啓発	
	2. 防災現場に一人ひとりが参画できる体制づくり	
	① 地域の防災分野における女性の参画	防災対策課
	② 性別の違いに配慮した避難所運営マニュアルの作成	
施策の方向5	LGBT(性的少数者)への理解の促進と支援	
主な取組	1. LGBTなど多様な性のあり方についての理解の促進と性的少数者への支援	
	① 性自認や性的指向など性に関する固定観念や困難な状況に置かれている人々への相談機関や情報の提供	保健課
	② LGBTに関する理解の促進	政策推進課
	③ 各種申請書等において性別記載の必要がないと判断されるものについての性別欄の廃止	各課等

重点目標4 あらゆる暴力等を根絶します

施策の方向→主な取組		担当課
施策の方向1 DV防止及び性犯罪根絶に関する意識の啓発		
主な取組	1. あらゆる暴力を防止する啓発活動の展開	
	① 関係機関、女性団体等と連携しあらゆる世代の人に対してのDV防止啓発	政策推進課 福祉課 子育て支援課
	② 虐待防止の普及啓発	保健課 福祉課 子育て支援課
	③ 若年層に向けた啓発	政策推進課
	④ 生命や人権を尊重する教育の充実	学校教育課
	2. 各種相談・支援・情報提供の充実	
	① DVや性犯罪に関する相談窓口の周知	政策推進課 市民環境課 保健課 福祉課 子育て支援課
	② 相談者にスムーズに対応できる市役所内の連携	各課等
	③ 被害者の安全を確保しつつ関係機関との連携と支援体制の整備	市民環境課 保健課 福祉課 子育て支援課
施策の方向2 ストーカー事案への相談体制の強化		
主な取組	1. ストーカー行為を防止する啓発活動の展開	政策推進課
	2. 各種相談・支援・情報提供の充実	
	① 相談窓口の周知	政策推進課 市民環境課 保健課 福祉課 子育て支援課
	② 相談者にスムーズに対応できる市役所内の連携	各課等
	③ 被害者の安全を確保しつつ関係機関との連携と支援体制の整備	市民環境課 保健課 福祉課 子育て支援課
施策の方向3 児童虐待や子どもを対象とした犯罪防止のための対策		
主な取組	1. 児童虐待や子どもを対象とした犯罪を防止する啓発活動の展開	
	① 児童虐待防止に関する啓発活動	子育て支援課 保健課 学校教育課
	② 乳幼児健診未受診者の把握などを通じた早期発見	
	2. 各種相談・支援・情報提供の充実	
	① 児童虐待に関する相談窓口の周知	子育て支援課 保健課 学校教育課
	② 相談者にスムーズに対応できる市役所内の連携	子育て支援課 保健課 福祉課 学校教育課
	③ 被害者の安全を確保しつつ関係機関との連携と支援体制の整備	各課等

基本目標Ⅱ 個性と能力を発揮して参画できる機会づくり

重点目標1 雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保を推進します

施策の方向→主な取組		担当課
施策の方向1	雇用等における男女共同参画の推進	
主な取組	1. 男女の均等な機会と待遇の確保	
	① 労働基準法、男女雇用機会均等法など平等な待遇確保に係る法令の遵守についての事業者及び就業者への啓発活動	商工観光課
	② 事業者による積極的改善措置(ポジティブ・アクション)(※)の啓発	
	③ 職場の習慣・慣行の見直しと意識改革を図るための啓発	
	2. 女性の多様な雇用形態で働く労働者の就業環境の整備	
	① パートタイム労働法、労働者派遣法等関係法令の周知	商工観光課
	3. 労働者の健康保護の推進	
	① 労働者の健康管理体制充実の啓発	商工観光課
施策の方向2	農林業・商工業等自営業に従事する女性の就業環境の改善	
主な取組	1. 方針決定過程、経営への女性の参画促進	
	① 男女の対等なパートナーシップの確立に向けた意識啓発	商工観光課 農林課
	② 農業従事者への家族経営協定の普及・PR	農林課 農業委員会
	③ 関係機関・団体における生産技術や経営能力向上のための研修会開催の周知	商工観光課 農林課
	④ 役員及び管理職への女性の積極的登用の啓発	商工観光課
	2. 起業支援	
	① 起業をめざす女性に対する情報提供、経営指導、融資相談等の支援	政策推進課 商工観光課 農林課

重点目標2 女性の職業生活における活躍を促進します

施策の方向→主な取組		担当課
施策の方向1	女性の再就業支援	
主な取組	1. 再就職した女性への支援と労働条件の向上	
	① パートタイム労働法、労働者派遣法、家内労働法、最低賃金法等の法的権利に関する啓発	商工観光課
	② 結婚・育児・介護等で仕事を一時中断後、再就職を希望する人への支援	
施策の方向2	女性の多様な働き方の実現に向けた支援	
主な取組	1. 様々なライフスタイルに合った働き方の実現に向けた支援	
	① 県などの関係機関と連携し起業・創業をめざす女性に対する情報提供、相談等の支援	商工観光課
	② 女性のキャリア形成、スキルアップのための講座等への支援	
	③ 仕事に必要な資格や技術などの情報提供と相談体制の充実	商工観光課 政策推進課
施策の方向3	女性の登用促進(企業・市)	
主な取組	1. 女性の登用促進(企業・市など)	
	① 男女雇用機会均等法をはじめとする法律、制度の周知とポジティブアクション理解のための啓発	商工観光課
	② 女性活躍推進法に基づき定める特定事業主行動計画に沿った女性職員の活躍推進に向けた体制の整備	総務課
	③ 各種研修等による女性職員の人材育成と登用の推進	

重点目標3 ワーク・ライフ・バランスを推進します

施策の方向→主な取組		担当課
施策の方向1	仕事と生活の調和を図るための環境づくり	
主な取組	1. ワーク・ライフ・バランスの取り組みの啓発	
	① 事業主に対する子育て支援に関する制度の紹介やワーク・ライフ・バランスの啓発の普及促進	商工観光課 政策推進課
	② 長時間労働の削減等の働き方の見直しに向けた啓発	商工観光課 総務課
	③ 育児休業制度・介護休暇制度の周知徹底と普及	商工観光課 総務課
	④ イクボス制度の広報周知	政策推進課
	⑤ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度、認定マーク(くるみん)の広報周知	商工観光課 子育て支援課
	2. 市が率先して行う職員のワーク・ライフ・バランスへの取組	総務課
施策の方向2	男性の積極的な家事・育児・介護への参加の促進	
主な取組	1. 家庭内での役割をともに担う意識の啓発	
	① 家庭における性別による固定的な役割分担意識の解消のための啓発	政策推進課
	② 家事・育児・介護等をテーマとした男性向けの講座開催など生活技術習得の支援	保健課 福祉課 子育て支援課
	③ 男性の家事への参加の啓発と促進	政策推進課 保健課
施策の方向3	男女が安心して子育てや介護ができる環境づくり	
主な取組	1. 子育てや介護をしやすい環境の整備	
	① 安心して子育てができるよう必要な保育の受け入れ枠の確保	子育て支援課
	② 多様なニーズに対応した病児・病後児保育、一時預かり保育、延長保育等の事業の充実や放課後児童クラブ(学童保育)の保育環境の整備	
	③ 介護サービスの充実や相談体制の強化	福祉課

重点目標4 意思決定の過程における男女共同参画を促進します

施策の方向→主な取組		担当課
施策の方向1 政策・方針決定過程への女性が参画できる体制づくり		
主な取組	1. 各種審議会等への女性委員の登用の促進	
	① 女性委員ゼロ審議会等の解消	各課等
	② あて職の見直し、公募制の活用	
	③ 各種審議会等への女性委員の登用を推進するための女性人材情報の収集と活用	
	2. 議会に関する情報提供の充実による政治に対する関心や意欲の醸成	議会事務局
	3. 各種研修等による女性の人材育成と登用の推進	総務課 各課等
施策の方向2 企業・各種団体等の方針決定の場への女性の参画の推進		
主な取組	1. 事業所や各種団体の男女共同参画意識の高揚	
	① 女性の登用を積極的に推進している事業所などの取り組みの広報	政策推進課
	2. 女性リーダーの育成	
	① 女性が自らを高め方針決定過程へ参画する意欲の醸成	政策推進課
	② 様々な分野で活躍する女性同士の交流会への参加	政策推進課 商工観光課 生涯学習課
	③ 商工会女性部に対する支援	商工観光課
施策の方向3 様々な分野への女性の参画意識の向上		
主な取組	1. 様々な分野における女性リーダーの育成	
	① 県などの関係機関との連携により様々な分野で活躍する女性リーダーを育成するための情報提供	政策推進課 生涯学習課 商工観光課
	② 女性が様々な分野に参画するための意欲の向上や意識の高揚を図るための広報や啓発	
	2. 各種団体・グループ等の育成・活動の充実	
	① 女性団体の充実と各種団体・グループ等の活動に対する支援	政策推進課 生涯学習課 商工観光課
	3. 活躍している女性の事例の情報提供	政策推進課 生涯学習課 商工観光課

基本目標Ⅲ 信頼し支え合い高め合う未来づくり
重点目標1 会話がはずみ思いやりのある家庭をつくります

施策の方向→主な取組		担当課
施策の方向1	家事における相互協力の促進	
主な取組	1. 男性の生活能力を高める意識啓発・生活技術などの学習活動	
	① 市民の友、市ホームページ等を活用した消費者教育・啓発の推進	保健課
	③ 職場の習慣・慣行の見直しと意識改革を図るための啓発	政策推進課
	2. 家事・育児・介護等の相互協力の促進	
	① イクメンの普及など男性や周囲の意識啓発	保健課
	② 介護に関する教室の開設	福祉課
施策の方向2	育児に関する総合的な支援体制の充実	
主な取組	1. 村山市こども計画の推進	子育て支援課
	2. 育児休業の取得促進	
	① 育児休業制度の普及・啓発、企業の両立支援の充実	商工観光課
	② 労働時間短縮の意識啓発	
	3. 多様なニーズに対する保育・育児サービスの充実	
	① 病中・病後児に対するサービスの提供	子育て支援課
	② 延長保育・一時預かり保育などの保育施設におけるサービスの充実	
	③ 放課後児童クラブの環境充実	
	④ 障がい児家庭への支援	
	4. 保育・育児に関する各種相談・情報提供の充実	
	① 市内3か所の子育て支援センターと子育て相談窓口の一元化	
	② 村山市公式LINEによる子育て支援情報の充実	
施策の方向3	介護に関する総合的な支援体制の充実	
主な取組	1. 介護休業の取得促進	
	① 介護休業制度の普及・啓発、企業の両立支援の充実	商工観光課
	② 労働時間短縮の意識啓発	
	2. 多様なニーズに対応する介護サービスの充実	
	① 地域包括支援センターと連携した介護サービスの充実	福祉課
	3. 性別・年齢に関わらない介護能力を高める機会の提供	
	① 家族介護教室の実施	福祉課
	4. 介護に関する各種相談・情報提供の充実	
	① 介護者間における交流・情報機会(ネットワーク等)の充実	福祉課
施策の方向4	ひとり親家庭の生活安定と自立の促進	
主な取組	1. ひとり親家庭の生活の安定と自立支援	
	① 関係機関と連携した子育て・生活・就業に関する総合的支援	子育て支援課
	② 相談・情報提供の充実(相談員の設置)	
	2. ひとり親家庭の子どもへの支援	
	① 学習支援事業の周知と充実	学校教育課 子育て支援課

重点目標2 暮らしやすく活力のある地域社会を作ります

施策の方向→主な取組		担当課
施策の方向1 地域活動やボランティア・NPO活動への参画促進		
主な取組	1. 自治会・PTA等の地域活動の分野への女性の参画推進	
	① 自治会やPTA等の地域活動への女性の参画と事例等の紹介	生涯学習課
	2. ボランティア活動等の分野への男性の参画推進	
	① 現役で活躍できる高齢者や男性へ参加増に向けた取組	福祉課 生涯学習課
	3. 子育て中や働いている男女が地域活動へ参画が可能になるための支援	政策推進課 生涯学習課
施策の方向2 地域社会における女性リーダーの育成		
主な取組	1. 女性のニーズに応じた支援の提供	
	① 人材の発掘と育成	政策推進課 生涯学習課 商工観光課 農林課 農業委員会
	② 山形県男女共同参画センター・チェリアにおける学習や研修の周知と参加・支援	政策推進課
	③ 女性認定農業士の育成	農林課
	④ 女性登用に関する取組の好事例の発信	政策推進課
施策の方向3 地域における子育て・介護支援体制の整備		
主な取組	1. 子育て・介護に関する団体(NPO等)に活動への支援	
	① 子育て支援センターポポーの広場、ぐんぐん、どんぐり広場への活動支援	子育て支援課
	② 介護予防の地域活動に対する助成	福祉課
	2. 託児・福祉ボランティアの育成・活動に対する支援	
	① ファミリーサポート事業の充実	子育て支援課
	② 高齢者の生活を支援する福祉ボランティアの充実	福祉課
施策の方向4 高齢化社会をいきいきと暮らせる環境の整備		
主な取組	1. 高齢者の社会活動への参画と学習活動の整備	
	① 老人クラブ連合会に対する活動費の助成と活動の支援	福祉課
	② 高齢者がもっている能力を発揮できる活動機会の提供	

第4章 計画の推進

1. 市民・地域団体・事業所等との連携

計画の推進には市民・地域団体・事業所等の理解・協力が必要です。市民・地域団体・事業所に対して、意識の啓発や計画の普及を行います。市内で活躍する団体等のネットワークを生かし協働して事業に取り組み、活動の場を確保することで、男女共同参画の取組を市民に身近なものにとらえてもらうようにします。

2. 庁内推進体制

計画に掲げた施策を着実に推進するため、KPI の進捗状況の把握を行うとともに、関係課の連携を強化することで総合的に取り組みを推進します。

3. 関係機関との連携

男女共同参画に関する施策は、中長期的な視野に立って、着実・継続的な取組が必要です。男女共同参画社会形成の推進について、国、県、近隣自治体など、関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

第3次村山市男女共同参画基本計画

策定年月／令和7年3月

編集・発行／村山市役所政策推進課

〒995－8666 村山市中央一丁目3番6号

TEL0237－55－2111(代表)